平成２９年（フ）第４２１６号
大阪府守口市下島町16番９―301号
債務者　寺東　　愛（旧姓城下）
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２０号
大阪府東大阪市吉田７丁目７番26号　ルネ寿イースト　303号
債務者　大西　宏高
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２２３号
大阪府東大阪市東山町６番25号　ピエモンヌ東山402号
債務者　坂井美恵子
1　決定年月日時　平成29年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５号
北海道帯広市西６条南29丁目８番地１　アーバンハイツ202号
債務者　山口　達志
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２５８号
盛岡市黒石野３丁目21番２号　プライムハウスＡ201号
債務者　小笠原博司
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５９号
盛岡市黒石野３丁目21番２号　プライムハウスＡ201号
債務者　小笠原優子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４１号
茨城県那珂市瓜連1445番地１　那珂市営静駅前住宅27―２
債務者　小島　健作
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４３号
兵庫県西脇市下戸田652番地の２　市営住宅957号
債務者　新美　由記
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２７号
香川県三豊市仁尾町仁尾丁1452番地82、住民票上の住所香川県観音寺市瀬戸町１丁目７番９号
債務者　松原　康雄
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１２１５号
前住所　福岡県筑紫郡那珂川町今光４丁目158番地　メモリープラザ今光402号
債務者　重松美枝子
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３８４号
福岡市東区香椎駅東３丁目25番６―207号
債務者　中村　朱実
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４１０号
福岡市南区折立町２番７号
債務者　河村　直美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３６号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目２番２号　ウィンディアＫ202号
債務者　下野佑太郎
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３５１号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目１番１号　住宅型有料老人ホームやさしえ宇宿
債務者　田下　靖男
1　決定年月日時　平成29年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第３５２号
鹿児島県西之表市桜が丘7779番地３
債務者　上妻ゆかり
1　決定年月日時　平成29年９月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２８８号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原386番地の３
債務者　奥原　智美
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２６号
岩手県宮古市長根２丁目７番11―202号　野崎荘、旧住所岩手県宮古市千徳第13地割25番地27
債務者　及川　正志
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月７日午前11時30分
盛岡地方裁判所宮古支部